

この書面には海外旅行保険をご契約いただくお客様に、ご契約前にご確認いただきたい重要な情報が記載されています。必ず最後までお読みください。

海外旅行保険お引受条件について

被保険者(保険の対象となる方)が以下に該当される場合、海外旅行保険にお申込みいただけない場合やご契約の保険金額を制限させていただく場合があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

1. お申込みいただけない主な場合

- (1) すでに海外旅行のために自宅を出発している方や、日本国外に滞在されている方および帰国の予定がない方
- (2) 外国の永住権を持つなど永住を目的に日本国外に居住される場合および海外の現地企業に就職される場合
- (3) 治療を目的とした旅行をする場合
- (4) 過去3年間に同種の保険契約等(他の傷害保険契約等の詳細は申込画面にてご確認ください。)の保険金を3回以上請求または受領している場合
- (5) 現在、ケガや病気で医師の治療、診察、投薬を受けられている場合
- (6) 旅行目的が「観光」「商用」で、あらかじめ保険期間が6か月を超えることがあらかじめ分かっている場合
- (7) 旅行目的が「留学」「ワーキングホリデー」「駐在・長期出張」で、保険期間が1年を超えることがあらかじめ分かっている場合
- (8) 保険始期日(旅行開始日)時点で年齢が75歳以上の方で保険期間が31日を超える場合
- (9) 海外旅行中に以下の危険な職業・職務や運動等を行う場合

危険な職業 職務	建設・土木業者、バス運転者・タクシー運転者等、農林・漁業業者、採鉱・採石業者、木製品製造業者、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含む。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む。)、格闘家(プロボクサー、プロレスラー、力士等)、ローラーゲーム選手(レフリーを含む。)、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
危険な運動等	・スカイダイビング、ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

2. ご契約の保険金額を制限させていただく主な場合

- (1) お申込人(契約者)と被保険者(ご旅行者)が同じ方の場合、「死亡・後遺障害保険金額」は、他の傷害保険契約等(詳細はお申込画面にてご確認ください。)の合計で5,000万円が上限となります。
- (2) お申込人(契約者)と被保険者(ご旅行者)が異なる場合、「死亡・後遺障害保険金額」は、他の傷害保険契約等(詳細はお申込画面にてご確認ください。)の合計で1,000万円が上限となります。

3. 保険期間の延長について

- (1) 弊社は、保険期間(保険のご契約期間をいい、海外旅行の目的をもって住居を出発するときから住居に帰るまでのご旅行期間とあわせてご契約ください。)の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお引受けすることがあります。なお、旅行目的が「観光」「商用」の場合、保険期間は延長期間を含め、最長でも通算して6か月まで、また「留学」「ワーキングホリデー」「駐在・長期出張」の場合、保険期間は延長期間を含め、最長でも通算して1年までとなります。また、ご滞在期間を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。
- (2) 保険期間終了前に、お客様の留守宅、勤務先等に直接連絡していただき、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて手続きをお願いいたします(海外のJiデスクでは手続きを行うことはできません。)
- (3) 保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので日数に余裕をもってお手続きください。

契約概要のご説明

- この書面は海外旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「約款全文」をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1. 商品の仕組みおよびお引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は海外旅行中に被保険者がケガをされたときや病気になったとき等に保険金をお支払いするものです。

※家族旅行特約がセットされている場合の被保険者の範囲は、以下①～④の被保険者本人および一緒に旅行される家族となります。

- ①お申込画面の旅行者本人欄に入力の方(被保険者本人)
- ②被保険者本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を行う方を含みます。以下同様とします。)
- ③被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)
- ④被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子

(2) 補償内容

① 主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)

お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細は「約款全文」でご確認ください。なお、ご契約いただくプランによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡 保険金	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 注 同一のケガ*により、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。
傷害 後遺障害 保険金	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
治療・ 救済費用 保険金 (セットタイ プのみ)	お支払いする保険金は1回のケガ*、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 治療費用 被保険者が次の①から③のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、ケガ*の場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ①責任期間*中の事故によるケガ*がもとで、医師の治療を受けられた場合 ②責任期間*開始後に発病した病気のもとで、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間*終了後に発病した病気については、原因が責任期間*中に発生したものに限り、) ③責任期間*中に感染した特定の感染症がもとで、責任期間*終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
救援に 関する 通訳雇 入費用 補償特 約セット	救援費用 被保険者が次の①から⑥のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病気により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合(責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限り、) ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑤責任期間*中に被った事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対
妊娠初期 の症状 に対する 保険金 支払責 任の変 更に 関する 特約 セット (保険期 間31日 までの 契約の 場合)	●ご夫婦ご家族プラン(家族旅行特約)にご加入の場合は、次頁をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
	象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥ 責任期間*中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合
治療・ 救援費用 保険金	お支払いする保険金は1回のケガ*、病氣、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 治療費用 被保険者が次の①から③のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、ケガ*の場合は事故の発生日、病氣の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ①責任期間*中の事故によるケガ*がもとで、医師の治療を受けた場合 ②責任期間*開始後に発病した病氣がもとで、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間*終了後に発病した病氣については、原因が責任期間*中に発生したものに限ります。) ③責任期間*中に感染した特定の感染症がもとで、責任期間*終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
救援に関する 通訳雇入 費用補償特 約セット	救 援 費 用 被保険者が次の①から⑥のいずれかに該当したことにより、実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病氣、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病氣により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合(責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。)
妊娠初期の 症状に対す る保険金支 払責任の変 更に関する 特約セット (保険期間31 日までの契 約の場合)	④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑤責任期間*中に被った事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥責任期間*中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合 注 ご夫婦ご家族プラン(家族旅行特約)にご加入の場合、捜索救助費用、旅行行程復帰費用など、入院日数が3日未満の場合にもお支払いの対象となる費用もございます。詳しくは約款全文または概要でご確認ください。
救援者費用 等追加補償 特約(家族旅 行特約用)セ ット	
家族旅行 特約セット	
傷害 治療費用 保険金	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。お支払いする保険金は1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度とします。
疾病 治療費用 保険金	被保険者が次のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。お支払いする保険金は1回の病氣につき疾病治療費用保険金額を限度とします。 ①責任期間*開始後に発病した病氣がもとで、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間*終了後に発病した病氣については、原因が責任期間*中に発生したものに限ります。) ②責任期間*中に感染した特定の感染症により責任期間*終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
妊娠初期の 症状に対す る保険金支 払責任の変 更に関する 特約セット (保険期間31 日までの契 約の場合)	
疾病死亡 保険金	次の①から③のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ① 責任期間*中に病氣により死亡された場合 ② 責任期間*開始後に発病した病氣がもとで責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間*終了後に発病した病氣については、原因が責任期間*中に発生したものに限ります。) ③ 責任期間*中に感染した特定の感染症によって責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
救援者費用等 保険金	被保険者が次の①から⑥のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病氣、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病氣により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合(責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。) ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑤責任期間*中に被った事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥責任期間*中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合
救援に関する通 訳雇入費用補償 特約セット	
救援者費用等追 加補償特約 セット	
妊娠初期の 症状に対す る保険金支 払責任の変 更に関する 特約セット (保険期間31 日までの契 約の場合)	
賠償責任 保険金	責任期間*中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
携行品損害 保険金	責任期間*中に、被保険者所有(被保険者の親族から保険契約者または被保険者が直接借り入れたものを含みます。)の携行品(カメラ、カバン、衣類等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額をお支払いします。携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
携行品損害追 加補償特約 セット	
旅行事故 緊急費用 保険金 (セットタイ プのみ、保険 期間31日ま での契約の 場合)	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故 ^(注1) がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用 ^(注2) をお支払いします。 注1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、事故の発生が証明されるものに限ります。 注2 ①交通費 ②ホテル等客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での旅行サービスの取消料 ⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当と認められる金額とします。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限ってお支払いします。 a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延・欠航・運休・搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後96時間以内に費用を負担した場合 注3 上記 注2 の①～⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります。(ただし、③の食事代については5千円が保険期間中の限度となります。)また、⑦身の回り品購入費については、別途、10万円が保険期間中の限度額となります。
航空機寄託手 荷物遅延保 険金	被保険者が搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、被保険者が支出した次の費用(他人への謝金・礼金を含みません。)を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。①衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類) ②生活必需品購入費(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど) ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費をお

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
	支払います。 注 目的地への到着後、96時間以内に被保険者が目的地にて負担した費用に限りです。
航空機遅延費用保険金	次のいずれかに該当した場合に、被保険者が支出した費用(注)を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。 ①被保険者が搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②被保険者が搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 (注) 宿泊施設客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料をいい、社会通念上妥当と認められる金額とします。なお、目的地における旅行サービスの取消料を除き、上記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、上記②の場合は乗継地において負担した費用に限りです。

* 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中をいいます。

* 「ケガ」とは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

急激	「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

② 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

<ul style="list-style-type: none"> 旅行出発前に発病した病気の治療 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気(ただし、疾病治療費用、救済費用、治療・救済費用では保険期間が31日までの契約(保険期間が延長された場合は31日以内)に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後に発生したものは、対象となりません。)により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。) 酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故 職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 サーフィン・ウィンドサーフィン等の用具、現金・小切手・クレジットカードやコンタクトレンズの携行品損害 置き忘れ・紛失の携行品損害 	など
--	----

③ セットできる主な特約およびその概要

主な特約およびその概要のみを記載しております。詳細およびその他の特約につきましては「約款全文」でご確認ください。

なお、ご契約いただくプランによってはセットされていない特約がありますのでご注意ください。

特約の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任(長期契約用)	保険期間中に被保険者本人が投宿中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発、漏水によって借家を損壊して、法律上の損害賠償責任を問われた場合や、日常生活に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
生活用動産(長期契約用)	責任期間中に海外現地の住宅・ホテル内にある被保険者所有の家財・身の回り品および旅行中に携行している被保険者所有の身の回り品が火災、盗難などの偶然な事故により損害が生じた場合に、家財・身の回り品1個(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度となります。

特約の種類	保険金をお支払いする場合
	注 損害額とは時価額または修繕費のいずれか低い方をいいます。
緊急一時帰国費用	責任期間*中(一時帰国している期間を除きます。)に次の①～③に該当した場合に、保険契約者または被保険者が支出した一時帰国に要する費用で社会通念上妥当と認められる費用を1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が死亡された場合 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が危篤となった場合 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶が遭難・行方不明の場合 注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻る事がお支払いの要件となります。
一時帰国中補償*	責任期間*中の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合には、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金に限り)を支払います。

* 保険期間が3か月以上の場合に自動的にセットされます。

④ 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください(一時帰国中補償特約が適用される場合を除き、保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します)。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

⑤ 引受条件(ご契約いただく保険金額等)

『海外旅行保険お引受条件について』(P.重説-1)も参照ください。ご契約いただく保険金額(ご契約金額)の設定につきましては、以下の点にご確認ください。

- 傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、疾病死亡は、それぞれ他の補償項目とご契約金額との関係で上限が定められます。
- 補償項目をお選びいただく際には、必要な補償内容および補償額をお選びください。この保険と同種の補償内容を有する別の保険契約等を既にお持ちの方は、それらの保険金額を合計してご勘案ください。(年齢、健康状態、お仕事内容、その他の事由からお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約金額については、「お申込内容確認画面」にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は、ご契約金額・保険期間等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、「お申込内容確認画面」にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。ご契約の際はお申込人(ご契約者)名義のクレジットカード1回払いとなります。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間(保険期間のうち、まだ経過していない期間)に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします(日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください)。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、『注意喚起情報のご説明』に記載のご連絡先(P.重説-5)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- この書面は海外旅行保険のご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「約款全文」をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1. クーリング・オフ

この保険は、保険期間が1年以内のご契約のため、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）

①ご契約者または被保険者となる方には、**ご契約時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：入力項目に★または☆印が付いている項目）**について、**事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。**

②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いいたします。

③旅行先で危険な職業・職務または危険な運動をされる場合はお引受けできません。

※ 危険な職業・職務または危険な運動につきましては、『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）に記載しておりますのでご確認ください。

④被保険者の告知事項、その他各項目の入力内容によっては、お引受けできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。詳しくは、『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）に記載しておりますのでご確認ください。

(2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）

①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合（職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合）には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

②ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	建設・土木作業、バス運転者・タクシー運転者等、農林・漁業作業、採鉱・採石作業、木製品製造業者、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
---------------	--

③上記のほか、ご契約者の住所を変更される場合も、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせができないこととなります。

3. 責任開始期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

(2) 保険料はご契約またはご契約内容の変更と同時に支払ってください。ご契約の際はご申込人（ご契約者）名義のクレジットカード1回払いとなります。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合等

（『契約概要のご説明』1. (2) ②「保険金をお支払いできない主な場合」（P.重説-3）とあわせてご覧ください。） 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救護者費用等保険金、治療・救護費用保険金、疾病死亡保険金では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ・ 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・ 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ・ 戦争、外国の武力行使、放射能汚染
- ・ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないケガ など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 解約返戻金の有無

『契約概要のご説明』5. 「解約返戻金の有無」（P.重説-3）を参照ください。

7. 重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

- (1) 保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合 など

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

9. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする以下の書類をご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署等）の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
ケガや疾病に関する書類 (特約をセットされた場合)	死亡診断書、死体検案書、後遺障害もしくは傷害または疾病の程度を証明する医師の診断書、実際に支出した費用の領収書（治療費、薬剤費、交通費、通訳雇入費など）など
賠償事故に関する書類 (特約をセットされた場合)	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類など
携行品事故に関する書類 (特約をセットされた場合)	損害の程度を証明する書類（修理不能証明書、修理見積書など）、領収書等の被害が生じた物の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類 (特約をセットされた場合)	費用請求書、実際に支出した費用の領収書（救援費用、交通費、ホテル等客室料、食事代、国際電話料等通信費、渡航手続費、渡航先での旅行サービスの取消料、身の回り品購入費など）など
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書 など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

※ケガ、病気、賠償事故、携行品事故以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は、「(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(5) 代理請求人制度について(傷害治療費用や疾病治療費用等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について)

被保険者が、保険金のお支払対象となる傷害や疾病を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(6) 損害賠償保険金のお支払いにあたって(先取特権)

被保険者から損害賠償金を受け取るべき方(賠償事故の被害者等)は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利(先取特権)があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

② 飛行機の出発時刻が早朝でありやむを得ず空港近くのホテルに宿泊する場合(前泊)や帰国便到着時刻が夜のためやむを得ず空港近くのホテルに宿泊し翌日自宅に戻る場合(後泊)は、保険期間に含めてご契約ください。内容によっては、保険期間に含められない場合もありますので、詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

③ 契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

10. その他

(1) ご契約時にご注意いただきたいこと

『海外旅行保険お引受条件について』(P.重説-1)も参照ください。

① 「家族旅行特約」をセットするご契約(ご夫婦ご家族プラン)の場合、被保険者としてできる家族の範囲(契約概要のご説明「1 (1)商品の仕組み」(P.重説-1)をご参照ください。)をご確認の上、ご契約ください。家族の範囲に含まれない方を被保険者とされた場合、お受け取りになる保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。

(2) ご契約後にご注意いただきたいこと

① 保険期間の延長について

『海外旅行保険お引受条件について』(P.重説-1)に記載しておりますのでご確認ください。

② 被保険者による保険契約の解約請求について

契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が契約者を通じて保険契約の解除請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

<p>ジェイアイ傷害火災保険(補)保険の内容に関する 苦情・お問い合わせ・ご相談窓口</p>	<p>0120-877-030 (フリーダイヤル) 一部お繋ぎできないIP電話等からは 03-3237-2921をご利用ください。 受付時間: 平日の午前9時~午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く。)</p>
<p>事故受付サービス</p>	<p>0120-787-745 (フリーダイヤル) 受付時間: 24時間 事故が発生した場合は遅滞なくご契約の代理店または上記にご連絡ください。</p>
<p>保険に関する苦情・ご相談窓口(保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいきほけん相談室」にご相談いただくこともできます。)</p>	<p>(社)日本損害保険協会の「そんがいきほけん相談室」 0120-107-808 (フリーダイヤル) 携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。 受付時間: 平日の午前9時~午後6時</p>